

2018年
5月号

- I. 「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の基本構造と企業として取り組むべき姿勢
- II. 米国司法省は国際的な二重処罰を回避するのか
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

I. 「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の基本構造と企業として取り組むべき姿勢

執筆者: 渋谷 卓司

2018年3月30日、日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」と言います。)は、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を公表しました。

同プリンシプルは以下の6つの原則で構成されています¹。

- (原則1) 実を伴った実態把握
- (原則2) 使命感に裏付けられた職責の全う
- (原則3) 双方向のコミュニケーション
- (原則4) 不正の芽の察知と機敏な対処
- (原則5) グループ全体を貫く経営管理
- (原則6) サプライチェーンを展望した責任感

各原則の関係は以下のとおりです。まず、原則1~3は、企業が不祥事の予防に取り組む際の視点です。これらの視点に基づき日常的な取組を進めることにより、原則4で定める「コンプライアンス違反を早期に把握し、迅速に対処することで、それが重大な不祥事に発展することを未然に防止する。早期発見と迅速な対処、それに続く業務改善まで、一連のサイクルを企業文化として定着させる」ことを目指すということになります。その意味で、原則4は同プリンシプルの中核となるものと言えます。これらの原則1~4に加え、原則5及び6は、必ずしもすべての上場企業に当てはまり得るものではないものの、近時の不祥事事案のトレンド等やその教訓を踏まえて取り込まれたものであり、各企業が自社を取り巻く経営環境に応じてこれらへの取組も個別に検討することを期待して策定されたものとされています²。内容的には、原則5は、取扱対象範囲を国内外のグループ会社に拡げ、グループ会社管理の視点を提示するものであり、原則6は、更にサプライチェーンにおける役割に見合った責務を果たすよう努めることを求めるものです。具体的な問題例としては、たとえば、海外子会社による汚職疑惑や、販売品や原料品の仕入先による児童労働

¹ 各原則の概要は本ニューズレター3月号をご参照ください。(https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1803.html)

² 本プリンシプルの構造・位置付けについては、佐藤竜明「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の解説(上) 旬刊商事法務 2165号 15-16頁をご参照ください。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

働問題・環境破壊問題などをイメージすればよいと思います³。昨今、これらの問題やそれに対する企業の対応が、レピュテーションの毀損も含め、大きな損害をもたらし得ることを踏まえ、必要に応じて、これらの取組も検討することを勧めるものとなっています。

各原則の内容は、プリンシプルだけあって、基本的に抽象的なものとなっています。すなわち、これらの視点を踏まえ、実際にどのように個別具体的な施策・取組に落とし込んでいくかは、各企業が、自社における不祥事発生リスクの所在・程度を評価した上で、自社の組織・体制に則して、検討・対処すべきものということになります。こうしたリスク・ベース・アプローチは、経産省の「外国公務員贈賄防止指針」でも採られています。不祥事予防に当たっては、自社の不祥事リスクがどこにどの程度存在するかを的確に把握・評価すること（「リスク・アセスメント」）が重要であり、同アセスメントの仕組みや環境をどのように整備するかがまずは重要ということになります。原則 1～3 はその際の視点としても重要だと思われます。

もとより、このような同プリンシプルの性格に照らしても、これを遵守していないことを理由に処分の対象とされることはありません。この点は、自主規制法人が同プリンシプルの公表文（「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の策定について）において、「仮に本プリンシプルの充足度が低い場合であっても、上場規則等の根拠なしに当法人が上場会社に対する不利益処分等を行うものではありません」と明言しています。

他方で、同公表文で指摘されているように、企業不祥事、特に上場企業による不祥事は、当該企業の社会的評価下落、業績への悪影響、株価の下落等を招き、その企業価値を毀損することになり、ひいては資本市場の信頼性をも奪うことにもなりかねません。自主規制法人が、同プリンシプルをまとめたのはこうした問題意識に基づくものです。そうであるならば、より実効性のある不祥事予防体制の構築・推進に向け積極的に取り組む企業は、それだけリスク管理に長け、不祥事による企業価値の下落を生じさせにくい企業として、市場からも高い評価を受けるに値するということになるはずですが、実際に、原則 6 にも関係しますが、イシューによっては、国際 NGO 等がグローバル企業やそのサプライチェーンの取組状況を評価の対象とし優良企業の紹介等を行い、当該評価が機関投資家の投資判断材料の 1 つにされるといったことも行われています。各企業においては、不祥事はどの組織にでも起こり得るものとの現実認識の下、不祥事予防については、押し付けられるものではなく、企業価値向上のための「攻めの戦略」と位置付け、リスクに応じた有効適切な施策の検討・実行に向けて取り組むことが肝要であり、その際のチェックポイント・目安として同プリンシプルを活用するということだと思えます。



しぶや たかし
渋谷 卓司

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
ta_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理、コンプライアンスを中心とする企業法務に従事。国際カルテル・外国公務員贈賄問題対応、会計不正等に関する調査・当局対応、アジア拠点をはじめとする海外子会社等の役員・職員による不正・不祥事に対する調査・法的措置・再発防止策に関する助言、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポートしている。1990 年慶應大学法学部卒業。2004 年ジュネーブ国際大学経営学修了（MBA）。1992 年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局（刑事法制課、国際課）、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010 年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013 年よりパートナー弁護士。

Ⅱ. 米国司法省は国際的な二重処罰を回避するのか

執筆者：平尾 覚

2018 年 5 月 9 日、米国司法省は、「Policy on Coordination of Corporate Resolution Penalties」（<https://www.justice.gov/opa/speech/file/1061186/download>）と題する指針を発表しました。当該指針は、検察官に対して、他国の司法当局が、ある犯罪に関して企業に対して罰金等の処罰を科す場合、同じ犯罪に関して、米国司法省が、不必要な二重処罰を行うことのないよう、他国の司法当局と調整を行うことを求めています。

外国公務員贈賄をはじめとして、企業の行為が、米国のみならず他国の法令にも抵触し、米国を含めた複数の国の裁判管轄が及ぶ事態はしばしば起こります。上記指針は、このような場合に、検察官としてどのような態度で訴追に臨むべきかを示したものと

³ サプライチェーンにおけるこうした問題への取組の一つとして、人権デュー・デリジェンスを挙げることができます。人権デュー・デリジェンスについては、本ニューズレター2017年6月号に掲載した拙稿「新興国拠点でのリスク管理としての人権デュー・デリジェンス」をご参照ください。

なります。

近年、米国司法省は、外国公務員贈賄をはじめとする国際的な犯罪捜査において、各国の司法当局と協調して捜査を進め、その処罰に際しても、各国のバランスを取りながら決定する傾向を示しつつあります。

たとえば、ブラジルの建設会社であるオデブレヒトによる贈賄事件においては、米国司法省は、スイス及びブラジル当局と協調して捜査を進め、オデブレヒトは計 26 億ドルの罰金を支払うこととなりましたが、その大部分はブラジル当局に対して支払われ、米国司法省には 9300 万ドルが支払われるにとどまりました。

もっとも、ある企業犯罪に関して、米国以外の司法当局が処罰を行った場合に、すべからず、米国司法省が二重処罰を回避するわけではないことに注意が必要です。米国司法省は、あくまで「不必要な」二重処罰を行わないだけであり、必要があると認められる場合には、一度他国で処罰された犯罪について、重ねて米国において処罰を行うことは有り得ます。上記オデブレヒトの事案においては、米国司法省は一部罰金を科していますし、上記指針においても、米国政府や米国国民に生じた損害回復のために二重処罰が必要な場合には、米国司法省が重ねて処罰を行う可能性があることを明示しています。

また、米国司法省は、二重処罰を回避するか否かを判断する上で、企業が適時に十分な情報開示を行ったかを考慮する姿勢を明らかにしています。米国司法省の Deputy Attorney である Rod Rosenstein 氏は、講演において、「We will not look kindly on companies that come to us after making inadequate disclosures to secure lenient penalties with other agencies or foreign governments」と述べ、企業の不十分な情報開示の結果、外国当局が軽い処罰を科すに至ったような場合には、米国司法省は、当該企業の訴追を躊躇することはない旨明らかにしています。

日本企業が、日本の司法当局の捜査対象となると同時に米国司法省の捜査対象にもなるという事態は十分想定し得ます。そのような場合、米国司法省が日本の司法当局による訴追が行われていることをどの程度勘案するかは、上記指針を踏まえても、未だ不透明な部分が残ると思われれます。日本において企業に科される罰金の額は、米国のそれと比較して著しく低く、仮に日本企業が日本の司法当局に数億円の罰金を支払ったとして、米国司法省が、それをもって、彼らのいう「正義」が実現されたと考えるかどうかは不透明であり、別途米国において訴追することが必要であると考えられる可能性もあります。

米国司法省が、上記指針を踏まえて、具体的にどのような訴追を行っていくのか、引き続き注視していく必要があります。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手掛ける。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2018年4月26日】

経産省、プラントにおける運転・保安データ等に関し、「データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版」及び「IoT セキュリティ対応マニュアル産業保安版」を公表

<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180426003/20180426003.html>

経産省は、プラントにおける運転・保安データ等(以下「プラントデータ」といいます。)の共有・活用を推進するため、「データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版」及び「IoT セキュリティ対応マニュアル産業保安版」を策定しました。概要は、それぞれ以下のとおりです。

【データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版】

同ガイドラインは、プラントデータの利用につき、契約当事者間の権利関係を整理する上で留意すべき事項として、以下の事項を掲げています。その上で、以下の事項を踏まえたモデル契約条項及び各条項の解説を掲載しています。

- ① データ・オーナーシップ(データの入手の事実上の独占及び知的財産権等により法的に保護された地位)の所在につき、現行法に即して整理すること。
- ② 契約においてデータの第三者提供を制限するなど、データの不正利用を防止する措置を講じておくこと。
- ③ データ提供者が保有する権限(著作権、ライセンサーからの許諾権等)を確認し、データ提供の法的性質を明らかにすること。
- ④ 契約当事者間において、「利用」の定義を明確にすること。
- ⑤ データの管理責任や漏えい時の対応責任の所在を契約上明確化しておくこと。
- ⑥ プラントデータを活用した結果生じた派生データ等に関する権利の帰属や、派生データの利用許諾権を第三者に与える際に誰に許諾を得る必要があるのかを明確化すること。

【IoT セキュリティ対応マニュアル産業保安版】

同マニュアルは、プラントの管理者を対象とし、プラントデータ活用の際の適切なセキュリティ対策を検討するための要点を掲載したものです。同マニュアルが挙げる要点は以下のとおりです。

- ① セキュリティマネジメントシステムの構築(担当役員の配置、マルウェア検出時の PDCA サイクルの構築、IoT 機器の管理、対応記録の作成等)
- ② ネットワーク管理の徹底(IoT 機器保管場所の入退室管理、適切なセキュリティパッチの適用等)
- ③ 外部接続管理の徹底(可搬記憶媒体の管理、外部ネットワークとの境界におけるファイヤーウォールの設置等)
- ④ 障害発生時の対応の明確化(対応手順の整備、有事対応の演習、訓練等)

【2018年4月27日】

会計士協会、「倫理規則」、「独立性に関する指針」、「職業倫理に関する解釈指針」の改正及び「違法行為への対応に関する指針」の案を公表

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180427ujy.html

日本公認会計士協会は、国際会計士連盟(IFAC)による IESBA 倫理規程の改正⁴を受け、「倫理規則」等の改正、「違法行為への対応に関する指針」の制定を行いました。改正倫理規則及びその委任を受けた「違法行為への対応に関する指針」は、会計事務所等所属の会計士に対し、依頼人に対する専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合に、適切な階層の経営者及び監査役等と協議する義務を課しています。特に、財務諸表監査業務に従事する会計事務所所属の会計士は、経営者等の協議に際し、①違法行為の阻止、是正又は軽減、②違法行為の防止及び③適切な規制当局への報告のために適切かつ適時の対応策が講じられるよう、経営者又は監査役等に要請しなければならないとしています。

改正倫理規則及び標題の指針は、2018年7月24日に開催される、会計士協会の定期総会の承認を経て、正式に確定する予定です。

【2018年5月9日】

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」の公布

<http://kanpou.npb.go.jp/20180509/20180509h07258/20180509h072580001f.html>

個人情報取扱事業者は、外国にある第三者に個人情報を提供する場合、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければなりません(個人情報保護法24条)。ただし、同条括弧書は、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」(以下「括弧書該当国」といいます。)として個人情報保護委員会規則で定めた国を、同条の「外国」から除くと規定しています。今回の改正は、個人情報保護法24条括弧書に対応する規定を、個人情報保護法施行規則11条として新たに創設したものです。

⁴ 「違法行為への対応」に関する規定が新設され、職業会計士が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合に、公共の利益に資する行動を行う旨の規定が導入されました。

個人情報保護法施行規則 11 条は、括弧書該当国を具体的に定めるのではなく、その要件を示すにとどまっています。要件としては、例えば、個人情報保護法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令等の定めがあること、個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること等を求めています。具体的な国名等の指定については、個人情報保護委員会に委ねており、今後、同委員会が、具体的な国名等を指定する告示等を公表するものと思われます。

【2018 年 5 月 11 日】

政府、会社登記までの時間を最短 24 時間に短縮する方針を公表

(2018 年 5 月 11 日付け日経新聞夕刊)

2018 年 5 月 11 日付け日経新聞夕刊にて報道されているとおり、政府は、定款の認証手続きについてスマートフォンで行うことができるようにするなど、登記手続きを簡便化することで、会社登記を最短 24 時間で完了できるようにする方針を明らかにしました。法務省は、公証人の審査等を定めた関係政令を年末までに改正するとしています。

【2018 年 5 月 14 日】

消費者庁、内部通報制度に関する認証制度の導入に関する報告書を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/study/review_meeting_001/

同報告書は、まず、事業者自らが、自身の内部通報制度を審査した結果を登録する自己適合宣言制度を導入することが適当であるとしています。そして、その運用状況を踏まえ、事業者の内部通報制度を、中立公正な第三者機関が審査・認証する第三者認証制度を導入することが適当であるとしています。また、同報告書は、内部通報制度の審査に際し、その審査基準を画一的に定めるのではなく、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の本質的な趣旨に適った取組を、各事業者が実情・実態に即して行うことのできる基準を策定することを提案しています。

消費者庁は、同報告書を踏まえ、2018 年秋頃を目処に自己適合宣言制度を導入し、2019 年度以降に第三者認証制度を導入する予定とのことです。

【2018 年 5 月 16 日】

ロボット革命イニシアティブ協議会、独プラットフォーム・インダストリー4.0 と共同で、産業サイバーセキュリティ分野における日独連携の共同文書を公表

<https://www.jmfrri.gr.jp/info/rri/889.html>

独プラットフォーム・インダストリー4.0 は、「インダストリー4.0」という、現在、ドイツ政府が主導する国家プロジェクトの推進母体です。「インダストリー4.0」は、製造業における IoT 化、AI 化を推進するプロジェクトです。ロボット革命イニシアティブ協議会は、2016 年 4 月以降、独プラットフォーム・インダストリー4.0 と、「インダストリー4.0」の推進に向けた協力を行うことを発表していました。本文書は、「インダストリー4.0」におけるサイバーセキュリティの確保に向け、両団体の基本的な合意内容及び活動方針をまとめたものです。同文書は、組織、人材、コンポーネント、データ、手順及びシステムをサプライチェーンにおける「キーエレメンツ」とした上、サプライチェーンにおけるセキュリティを確保するためには、各「キーエレメンツ」へのアクセスに係るルールやポリシーが必要である旨等を述べています。

【2018 年 5 月 16 日】

生産性向上特別措置法、参議院本会議で可決・成立

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/meisai/m196080196021.htm>

生産性向上特別措置法が参議院本会議で可決・成立しました。この法律は、近年の IoT、AI 等の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、短期間に産業の生産性の向上を実現することを目的とするものです。同法により事業者は、新規技術やビジネスモデルにつき、主務大臣による認定を受けることで、既存の規制にとらわれることなく実証を行うことが可能となります(プロジェクト型「規制のサンドボックス」)。

生産性向上特別措置法は、施行の日から 3 年以内に廃止すると定められています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。